

草津市高齢者福祉計画
草津市介護保険事業計画
草津あんしんいきいきプラン
第9期計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月
草津市

はじめに

「人生 100 年時代」を迎えようとする中、本市においても 100 歳を超える高齢者は年々増加しており、これまでにない長寿社会が到来しています。本市の高齢化率は、国や滋賀県と比べると、比較的低い水準で推移しておりますが、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年には、さらなる高齢化の進展が見込まれており、支援を必要とする高齢者が増加し、医療や介護サービスの需要がますます多様化することが予想されます。



こうした状況を踏まえ、「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」を基本理念とする『草津あんしんいきいきプラン第 9 期計画』を策定しました。

本計画では、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり～地域包括ケアシステムの深化・推進～」、「いきいきと活躍できるまちづくり～介護予防・生きがいづくりの充実・推進～」、「介護・福祉サービスの充実したまちづくり～サービスの質の向上と介護人材の育成～」、「認知症があっても安心できるまちづくり～認知症施策の推進～」の 4 つを基本目標に掲げ、各施策を推進してまいります。

本計画の基本理念の実現に向けて、行政の取組はもとより、市民の皆様や介護・医療等の関係機関、地域の関係団体など、多様な主体による取組や相互の連携が不可欠となりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました「草津市あんしんいきいきプラン委員会」の皆様
に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

草津市長 橋川 渉

目次



第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画について	2
3 日常生活圏域	4
4 計画の策定体制	5
5 国の基本方針（制度改革の内容）について（抜粋）	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の姿	6
1 高齢者の現状	6
2 高齢者人口の将来推計	7
3 要支援・要介護認定者数の将来推計	7
第3章 第8期計画における事業の実績と評価	8
第4章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念	13
2 計画の基本目標	14
第5章 施策の展開	18
第6章 介護保険の事業費の見込み	25
1 サービス見込量の算定	25
2 介護保険総事業費の算定	27
3 介護保険料基準額の算定	27
第7章 計画の推進	29
1 各主体の役割	29
2 計画の進行管理	30
3 計画の周知	30

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、世界的に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には、4人に1人が75歳以上となる社会を迎えます。総務省統計局によれば、令和5年9月15日現在推計の全国平均の高齢化率は29.1%となっており（「統計からみた我が国の高齢者－「敬老の日」にちなんで－」）、持続可能な社会保障制度の構築に向けたさまざまな課題や、人口減少と超高齢化による経済の停滞など、将来の生活への不安が増しています。さらには、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの変化によって、住民相互のつながりが希薄化しているといわれており、地域において高齢者を支える新たな仕組みづくりが必要となっています。

また、介護保険制度については、平成12年に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設され、広く定着しましたが、高齢者数の増加、サービス利用の大幅な伸びにより費用の増加が続いている状況です。

このような中、草津あんしんいきいきプラン第8期計画では、基本理念を「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」とし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、様々な取組を進めてきました。

本市においては、現在、全国や滋賀県と比べると高齢化率は低くなっているものの、平成25(2013)年には19.2%だった高齢化率は令和5(2023)年には22.4%と上昇基調にあります。また、高齢者人口も増加を続けており、特に75歳以上の後期高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加により、支援を要する高齢者等が増加することが見込まれます。

さらなる高齢化の進展を見据え、すべての高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を目指し、地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための計画として「草津あんしんいきいきプラン第9期計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画について

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

(2) 計画の期間

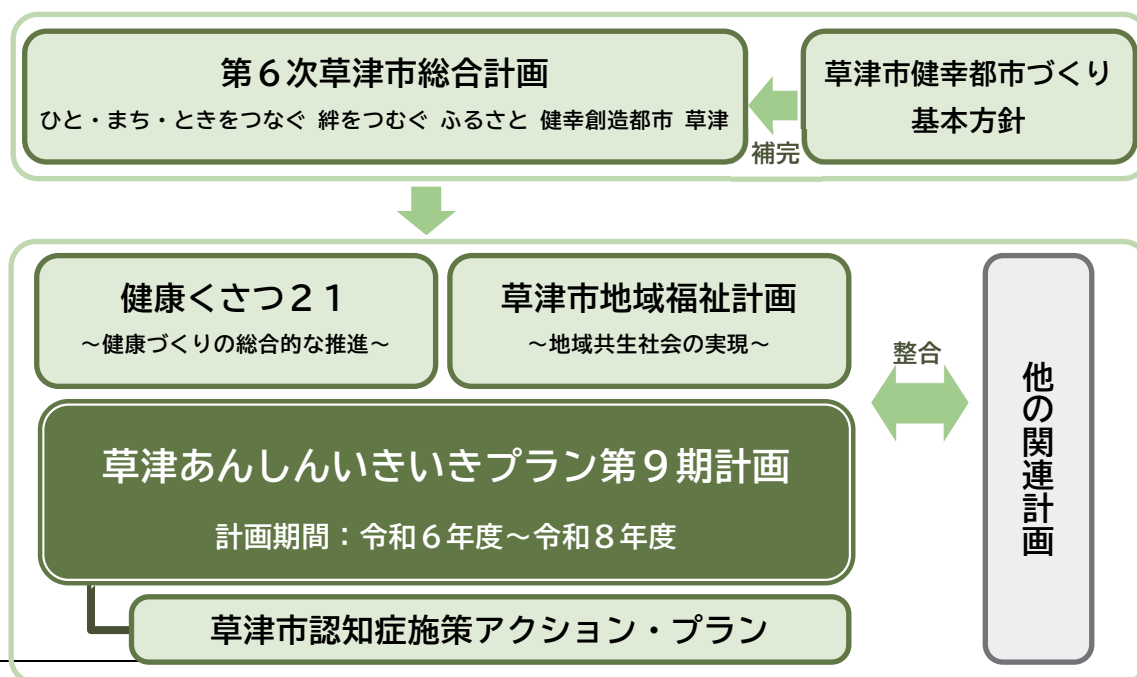
本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間です。

なお、本計画は、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年を計画期間中に迎えることとなり、また全国的に高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を中長期的に見据えた計画とします。

(3) 関連計画との関係

本計画は、「第 6 次草津市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉施策や介護保険制度を円滑に推進することを目的に、「健康くさつ 21」「草津市地域福祉計画」および他の関連する計画との整合を図りつつ、これからの取り組むべき課題を明らかにするとともに、それらの課題解決に向けた取組を推進するものです。

○位置づけ



(4) 災害や感染症への対応

近年の台風、豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症への対応が必要です。

災害時に迅速かつ的確な避難等の行動をとることが困難な高齢者には、民生委員・児童委員や町内会等の協力を得ながら、避難行動要支援者避難支援プランに基づく支援体制づくりなどに取り組みます。

また、高齢者は、感染症に罹患した場合、重症化する危険性が高い傾向にあります。介護サービスは、利用者やその家族の生活にとって必要不可欠なものであり、災害時や感染症流行時においてもサービスの継続が求められることから、介護事業所や県、関係部局等と連携し、感染症対策等に関する研修の実施や感染拡大防止策の周知啓発、必要物資の調達体制の整備などに取り組みます。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

「第6次草津市総合計画 第1期基本計画」では、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsという世界共通のものさしを用いることにより、多様なステークホルダーとの目標の共有と連携の強化を図り、取組をより一層進めることで、持続可能なまちの実現を目指します。

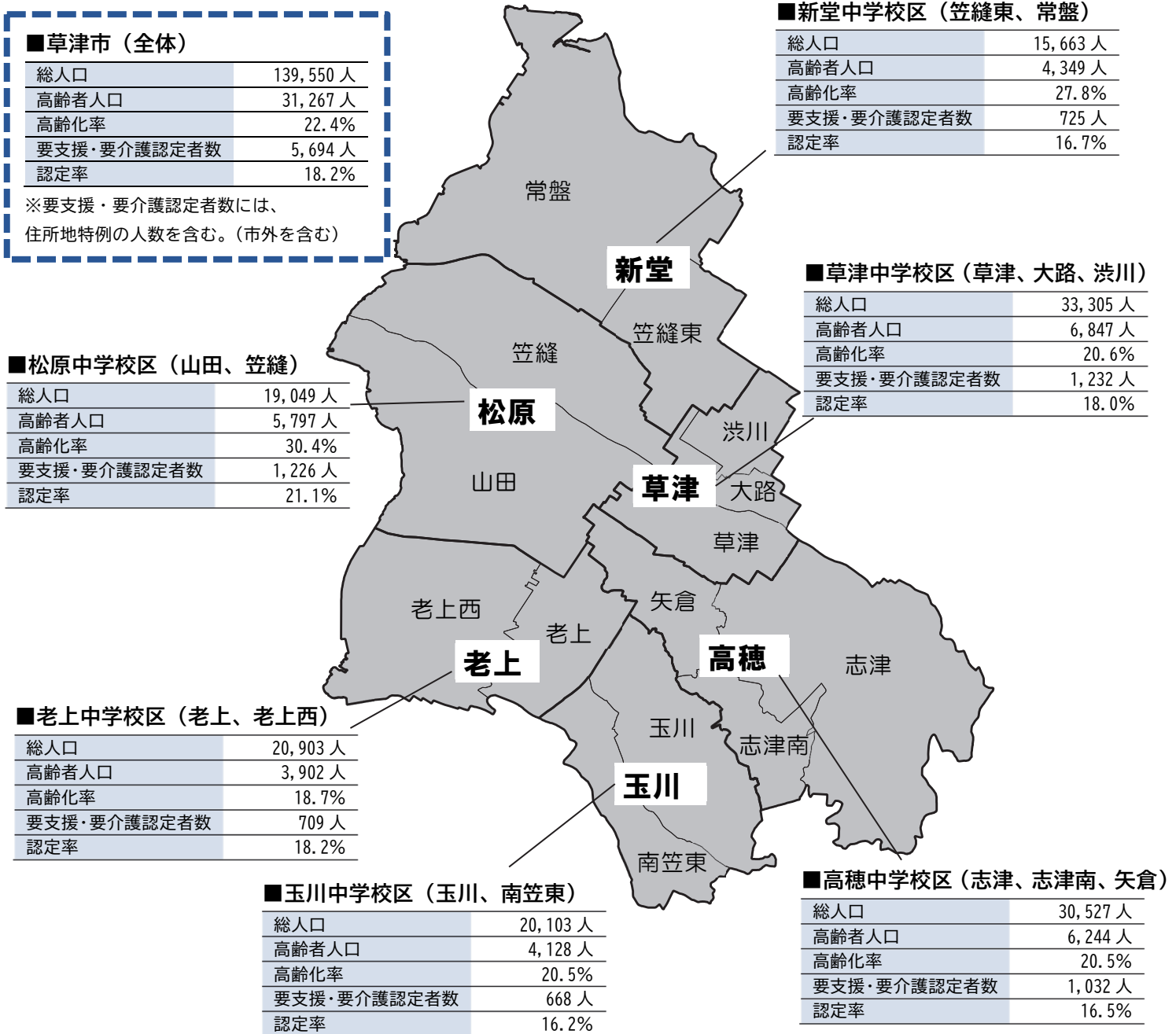
本計画につきましても、SDGsを意識して取り組み、地域や関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、高齢者の最善の利益が実現される社会を目指します。



3 日常生活圏域

介護保険事業計画では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービス施設の整備状況などを総合的に勘案し、高齢化のピーク時までを目指す地域包括ケアシステムを念頭において、日常生活圏域を定めることとされています。

本市においては、小学校区を最小単位の生活基盤とした上で、高齢者保健福祉施策の取組の継続・発展の観点から、中規模である中学校区（6学区）を日常生活圏域としています。



資料：総人口、高齢者人口は住民基本台帳、要支援・要介護認定者数(第1号被保険者のみ)は草津市資料（令和5年10月1日）

4 計画の策定体制

(1) 委員会の開催

学識経験者や保健医療・福祉関係者、公募による被保険者代表者等が参画する「草津市あんしんいきいきプラン委員会」において審議を行い、幅広い意見の反映に努めました。

(2) 高齢者の生活と意識に関する調査の実施

本市の高齢者の現状や地域の実態などを把握するために、アンケートおよび聞き取りによる実態調査を実施し、地域の実態把握、課題抽出等に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって、広く市民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施しました。(実施期間：令和6年1月5日～令和6年2月5日)

5 国の基本方針（制度改革の内容）について（抜粋）

厚生労働省は令和5(2023)年7月10日の社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント（案）を提示しました。基本指針は市町村が介護保険事業計画を策定する際のガイドラインの役割を果たしています。

第9期介護保険事業計画の策定については、第8期介護保険事業計画の基本方針を踏襲し、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進等について、引き続き取組を進めていくこと国は示しています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

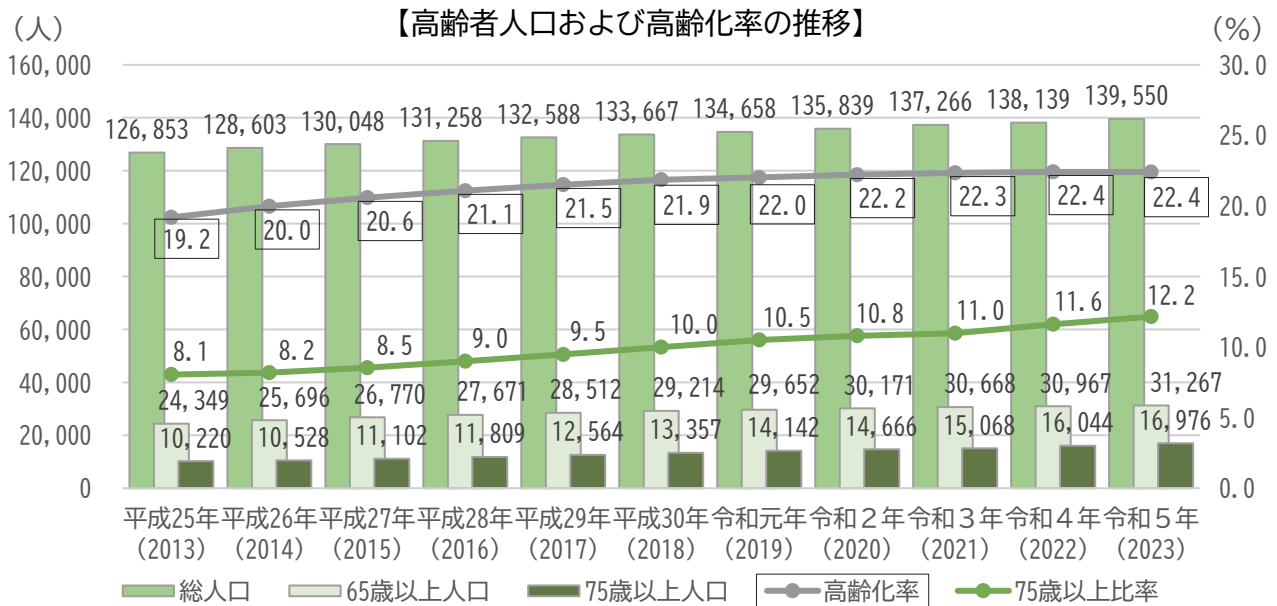
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保

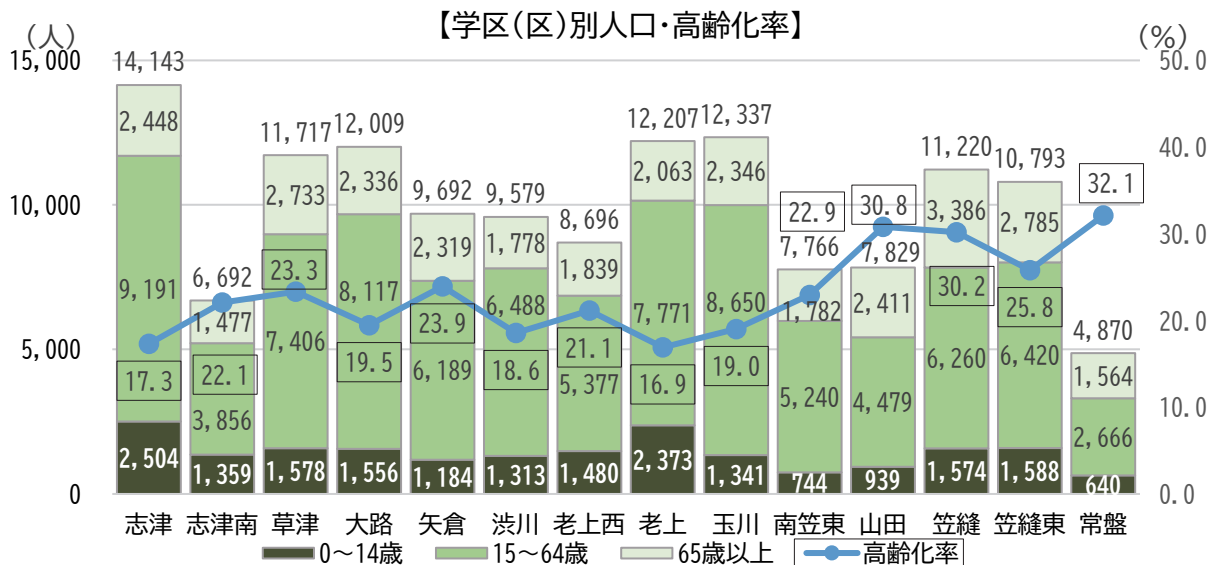
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の姿

1 高齢者の現状

住民基本台帳の人口で近年の動向をみると、令和5年10月1日現在の高齢者（65歳以上）人口は31,267人となっています。総人口に占める高齢者人口の比率（高齢化率）は22.4%となっており、緩やかに高齢化が進んでいます。

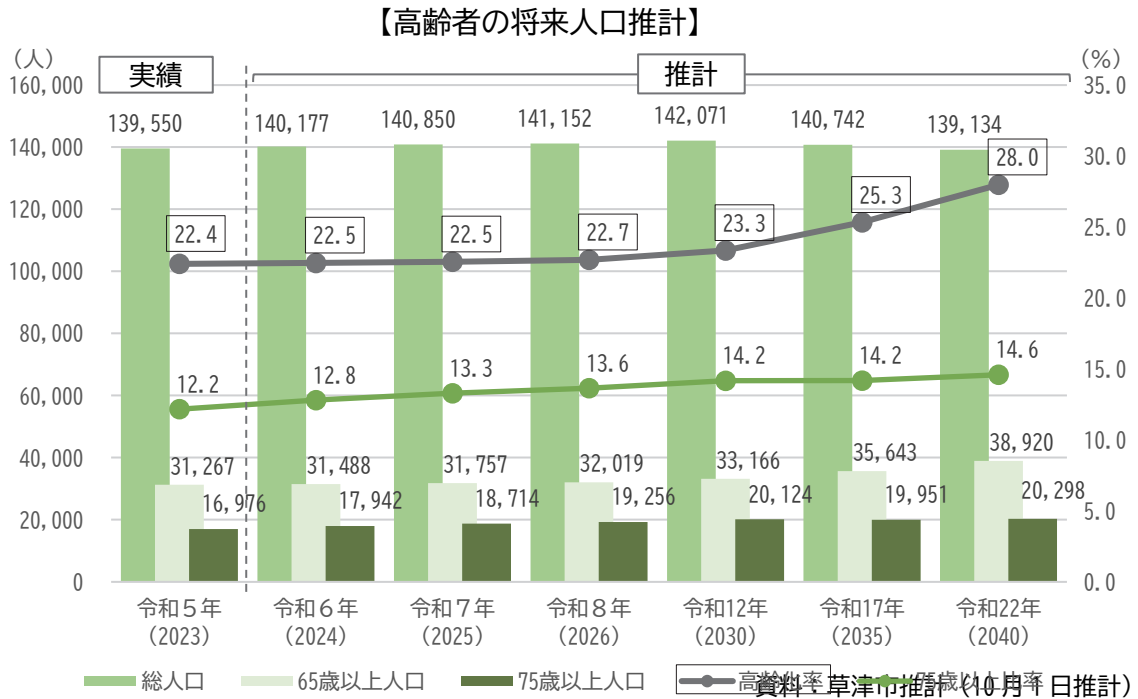


学区別人口をみると、高齢者人口は、笠縫、笠縫東、草津の順で多くなっています。高齢化率は、常盤、山田、笠縫の順で高くなっています。



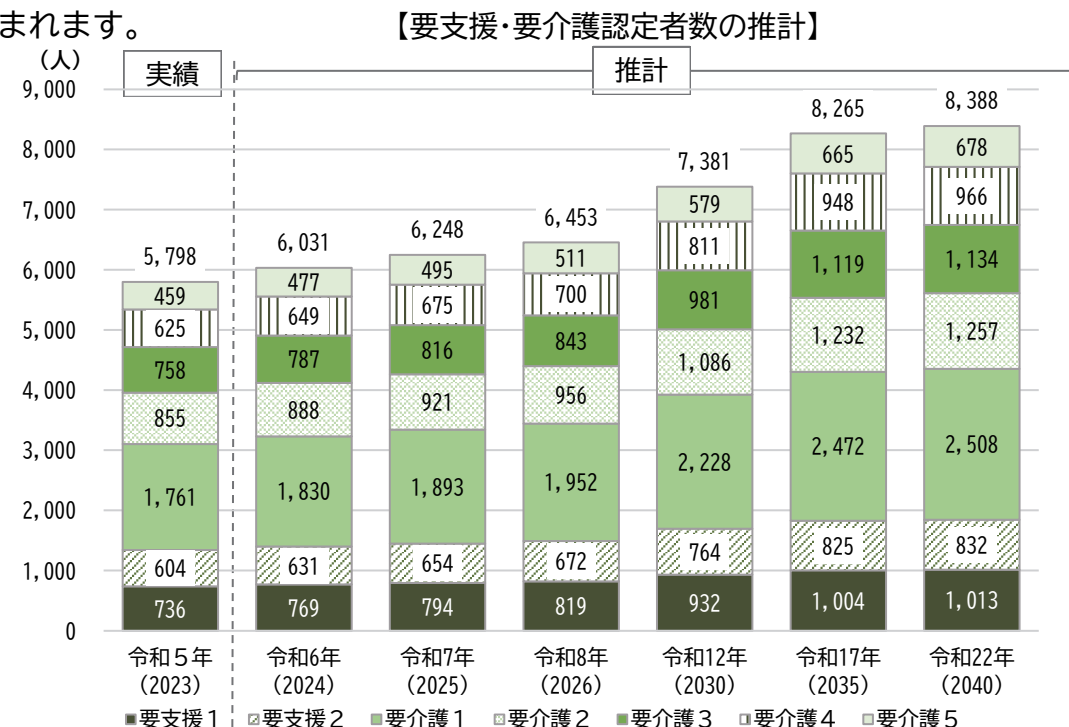
2 高齢者人口の将来推計

計画期間である令和6～8年においては、本市の総人口、高齢者人口はともに増加し、令和8年の高齢者人口は32,019人に達すると見込まれます。



3 要支援・要介護認定者数の将来推計

令和3～5年の要支援・要介護認定者数の推計結果によれば、計画期間である令和6～8年において認定者数は増加が続き、令和8年度には6,453人に達するものと見込まれます。



第3章 第8期計画における事業の実績と評価

第8期計画では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る各種取組を進めるとともに、あらゆる世代がともに支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指していく計画として策定し、基本理念をもとに、5つの基本目標を定め、取組を進めました。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

主な取組内容と実績・評価

- 各学区で地域の実情に応じて、「学区の医療福祉を考える会議」を開催することで高齢者の現状や課題を共有し、課題解決に向けて話し合う場を持つとともに、課題解決に向けた具体的な活動につなげることができました。
- 地域住民やボランティア、老人クラブや地域サロンの運営等を通じて、「見守り・見守られ」「支え・支えられる」ネットワークづくりを進めました。
- 高齢者を地域で支えていくために、医療と介護に携わる多職種の推進を図る会議や研修会を開催し、ネットワークの強化を図りました。
- 交流会や会議を通じて、地域の関係者や医療・介護の従事者など、地域で高齢者を見守る人たちと地域包括支援センターとのネットワークづくりの強化を進めました。

〈主な実施事業〉

- 「学区の医療福祉を考える会議」の推進
- 地域ケア会議の推進
- 地域サロン活動の充実
- 介護予防・生活支援サービスの充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 総合相談支援の充実

重点施策の評価

【地域ケアネットワークの構築】

- 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、地域ケア会議を開催し、個別事例から地域課題の把握と対策について検討を行うことができました。

本計画において取り組むべき課題

- 「地域ケア会議」において共有した地域課題について、課題解決に向けた具体的な活動が展開され、地域づくりや政策形成に着実に結びつけていけるよう、より一層、個別事例から地域課題を把握し、引き続き課題解決に向けて取り組む必要があります。

基本目標2

介護予防・健康づくり・生きがいつくりの充実・推進

主な取組内容と実績・評価

- 地域で介護予防活動に取り組む団体を支援し、参加者の心身機能の維持・改善や社会参加の促進に取り組みました。
- 運動や食生活、歯の健康等、生活習慣に関する啓発イベントや講座を実施し、健康増進に向けたきっかけづくりを行いました。
- 生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動など、多様化する高齢者のニーズに応じた事業の充実を図りました。
- 就労やボランティア活動を通じて、高齢者の生きがいつくりや担い手として活躍できる場の提供を行いました。

「主な実施事業」

- 介護予防事業の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 地域の特性に応じた健康づくりの推進
- 生涯学習などの活動の場や機会の充実
- 高齢者の生きがいつくりの推進

重点施策の評価

【介護予防活動の充実と推進】

- 地域で自発的に介護予防活動に取り組む機運の醸成を図るとともに、活動支援に取り組んだ結果、介護予防活動に取り組む団体数は増加しました。

重点施策の評価

【生きがいつくり・活躍の場づくり】

- 地域での活動や生きがいつくりにかかる啓発や周知、機会の提供等に取り組んできましたが、新型コロナウイルスの影響等もあり、地域での活動に参加する高齢者の割合は73.5%と、前回調査時と比べ0.7%減少しました。

本計画において取り組むべき課題

- 介護予防活動に取り組む団体や参加者の増加に向けて、既存団体の活動継続を促す支援を進めるとともに、介護予防活動に参加していない新規の参加獲得を支援する必要があります。
- 地域での活動に参加していない高齢者の割合が増加していることから、地域での活動に参加したいと思えるような機会の提供や魅力の発信等の取組を進める必要があります。

基本目標3

高齢者の住まい・生活環境の充実

主な取組内容と実績・評価

- 高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、住宅改修による住まいのバリアフリー化の支援を行いました。
- 「草津市バリアフリー基本構想」に掲げる各事業について、交通事業者や道路管理者、公安委員会等を実施状況を確認し、進捗状況について管理しました。
- 交通空白地・不便地の解消のため、交通事業者や道路管理者と協力し、まめバス路線の充実を図るとともに、デマンド型タクシーの導入を通じて、公共交通の充実に向けて取り組みました。

《主な実施事業》

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- バリアフリー基本構想に掲げる事業の推進
- 公共交通ネットワークの充実

本計画において取り組むべき課題

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保について、県との連携や住宅部局と福祉部局のさらなる連携の推進を図る必要があります。
- 「草津市地域公共交通計画」に基づき、地域・交通事業者・行政が連携・協働することで公共交通の充実を図る必要があります。

基本目標4 サービスの質の向上と介護人材の育成

主な取組内容と実績・評価

- ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、介護保険サービスの対象でない高齢者等の自立した生活を支えるために、利用者のニーズに応じた各種サービスを提供しました。
- 「高齢者をささえるしくみ」などのパンフレットや介護保険料についてのパンフレット等の作成・活用、またホームページへの掲載を通じて、介護保険制度について市民に周知を行いました。
- 国の指針に基づき、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制および介護報酬請求の適正化に資する適正化主要5事業について、継続して実施しました。
- 介護現場のマネジメント層が働きがいのある組織や介護の魅力を向上させることを目的とした「施設長(管理者)の為の人材マネジメント研修」を開催しました。
- 介護者等を対象に、介護に関する知識や技術の習得を支援するとともに、参加者同士の交流や情報交換の機会を設けるために、家族介護教室を開催しました。

《主な実施事業》

- 高齢者福祉サービスの充実
- 介護給付の充実と適正化
- 介護人材の確保に向けた取組の検討
- 家族介護教室の開催

重点施策の評価

【介護人材の育成・確保】

- 介護人材の育成・確保に向けた取組を進めてきましたが、人材を確保できている割合について、令和3(2021)年度に実施した調査と比較したところ、「人材」の確保については増加している一方で「人員」の確保については減少しています。

※人材…事業者が求めている職員の質

人員…事業者が求めている職員の数

本計画において取り組むべき課題

- 介護人材の育成および確保に向け、滋賀県、近隣市、介護サービス事業所等と連携し、現状の把握により抽出した問題点に対して、共働して問題解決に向けて取組を行う必要があります。

基本目標 5

認知症施策の推進

主な取組内容と実績・評価

- 地域の団体や企業、学生など幅広い世代へ認知症サポーター養成講座を開催することで、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を推進しました。
- 外出中に道に迷う可能性がある高齢者の見守りネットワーク事業の拡充や地域安心声かけ訓練を行い、地域で見守る体制づくりを推進しました。
- 認知症の初期に必要な医療や介護サービス、ケアにつながるよう、関係機関と連携した認知症初期集中支援チームを活用することで、必要な医療や介護サービスに早期につなぐ支援を行いました。
- 認知症の相談窓口や認知症カフェの周知を通じて、悩みを相談したり、思いを共有できる取組を推進しました。

《主な実施事業》

- 認知症サポーターの養成の推進
- 認知症高齢者等見守りネットワークの拡充
- 認知症初期集中支援チームの効果的な運用
- 認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくり
- 高齢者虐待防止の普及・啓発

本計画において取り組むべき課題

- 認知症サポーター養成講座などのあらゆる機会を通じて、認知症を「我が事」として捉え、市民一人ひとりが認知症の人やその家族を自分のできる範囲でサポートする機運の醸成を図る必要があります。
- 認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを進めていくために、本人同士が気軽に語り合える機会の創出を図るとともに、当事者の思いに寄り添いながら、各種取組を推進する必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

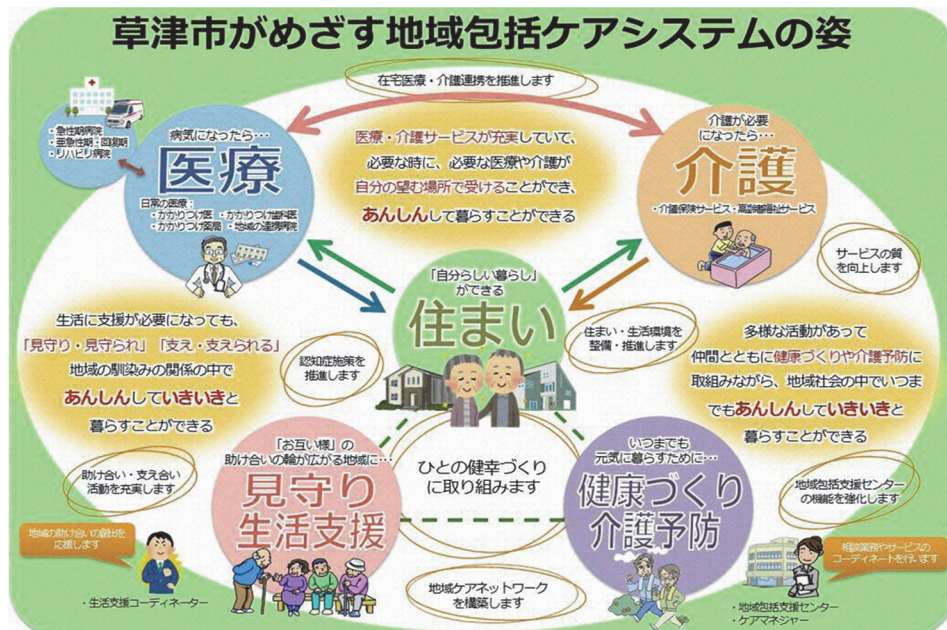
基本理念

すべての市民が人として尊重され、
一人ひとりがいきいきと輝き、
安心して暮らすことのできるまちづくり

本市は、高齢化率は国や滋賀県と比較すると、今後も比較的低い水準で推移することが見込まれるものの、75歳以上の高齢者は急増し、それに伴う介護ニーズの増加が見込まれていることから、市民一人ひとりが、主体的に「自分や家族が暮らしたい地域のかたちを考え」、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動し、「一つの課題から地域住民と関係機関が連携して解決する」プロセスを繰り返すことが重要です。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための基礎づくりを行い、あらゆる世代がともに支え合い、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

これらのことを踏まえ、第8期計画の取組や方向性を継承し、本計画の基本理念を「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」とします。



2 計画の基本目標

元気な高齢者から介護等が必要な高齢者、介護に携わる人々までが、いつまでも安心していきいきと暮らせる地域の実現を目指し、第8期計画で定める5つの基本目標を継承・再編し、次の4つを基本目標として定めます。

具体的な見直しの考え方につきましては、第8期計画で掲げていました「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「高齢者の住まい・生活環境の充実」を統合し、新たな基本目標「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」とすることで、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進等を図ろうとするものです。

4つの基本目標

1. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

2. いきいきと活躍できるまちづくり
～介護予防・生きがいづくりの充実・推進～

3. 介護・福祉サービスの充実したまちづくり
～サービスの質の向上と介護人材の育成～

4. 認知症があっても安心できるまちづくり
～認知症施策の推進～

基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

今後の高齢化の進展に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行うためには、地域において高齢者の生活を支える住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図っていく必要があることから、地域で助け合い支え合うネットワークの充実や医療と介護の連携体制の構築、相談支援体制の充実等に向けた取組を進めます。

目標1 高齢期を『あんしん』して生活できると思う 市民の割合を増やします！

「あんしんできる高齢期の生活への支援」についての満足度

※市民意識調査において「満足」「やや満足」と答える市民（60歳以上）の割合

現状値（2022年度）

28.1%

→

目標値（2026年度）

32.6%

基本目標2 いきいきと活躍できるまちづくり ～介護予防・生きがいづくりの充実・推進～

本市では、誰もが生きがいを持ち健やかで幸せに暮らせる「健幸(けんこう)」のまちづくり、すなわち「健幸都市」の実現を目指しています。

高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを行うためには、高齢者の自立支援や介護予防、生きがいづくりの充実・推進を図っていく必要があることから、地域における住民主体の介護予防活動や健康づくりの推進、社会参加による交流の促進、活躍できる場づくりの充実等に向けた取組を進めます。

目標2

高齢期を『いきいき』と暮らすことができると思う
市民の割合を増やします！

「いきいきとした高齢社会の実現」についての満足度

※市民意識調査において「満足」「やや満足」と答える市民（60歳以上）の割合

現状値（2022年度）

28.8%

目標値（2026年度）

34.0%



基本目標3 介護・福祉サービスの充実したまちづくり ～サービスの質の向上と介護人材の育成～

高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、介護・福祉サービスの充実したまちづくりを行う必要があることから、在宅生活を支えるサービスの充実と家族介護者への支援、介護サービスの質の向上や介護人材の育成・確保に向けた取組などを進めます。

目標3

サービスの充実に必要な人材を確保できている

事業所の割合を増やします！

「介護人材の確保」についての充足度

※アンケート調査において「人材（質または数）を確保できている」と答える介護サービス事業者の割合

現状値（2022年度）

65.6%

→

目標値（2026年度）

71.0%

基本目標4 認知症があっても安心できるまちづくり ～認知症施策の推進～

草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画【計画期間：令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】に基づき、取組を進めます。

※目標値については、草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画に示しています。

第5章 施策の展開

基本目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

(1) 助け合い・支え合う地域づくりの充実

- 地域資源や地域の高齢者の特徴を踏まえ、住民が地域の関係者を交えて地域の課題を共有し、「我が事」ととらえ、課題解決に向けて話し合う場を持つとともに、課題解決に向けた取組が生み出されるような仕組みづくりを行います。
- 地域の困りごとや助け合いの必要性について、地域の中で共通認識を持ち、その中から住民の主体性・自発性を持った活動が生み出されるよう支援します。
- 高齢者をはじめ、生活上の困難を抱える要援護者を地域で「見守り・見守られ」、「支え・支えられる」助け合いの基盤となるネットワークの構築を進めます。

【実施する事業】

事業	
○「学区の医療福祉を考える会議」の推進	○地域ケア会議の推進
○生活支援体制整備事業の推進	○小地域ネットワーク活動の推進
○民生委員・児童委員による見守り活動の促進	
○地域支え合い運送支援事業および福祉車両貸出事業等の推進	
○重層的支援体制整備事業の推進	

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- 地域の医療・介護関係者に対し、在宅医療・介護連携にかかる情報発信や相談を受ける等の支援を行うとともに、高齢者の在宅療養を支える、診療所や地域の病院、訪問看護事業所、介護サービス事業所等の多職種が、相互に理解して役割を発揮するための体制の構築を図り、切れ目のない医療・介護のサービスを提供できる仕組みづくりを進めます。
- 医療と介護の連携を促進し、病院から在宅への復帰にかかる入退院支援を円滑にするなど、住み慣れた地域で安心して暮らすための環境整備を進めます。
- 地域住民に対しては、在宅療養の知識を深めるとともに、かかりつけ医の普及促進など、住み慣れた地域で医療・介護サービスの提供を受けながら自分らしい生活を続けることができるよう支援を行います。

【実施する事業】

事業	
○在宅医療・介護連携推進事業の推進	○草津市未来ノートの啓発
○かかりつけ医等普及促進事業の推進	

(3) 地域包括支援センターの機能強化

- 重層的な支援体制の構築に向けて、高齢者等を含む世帯の複雑化・複合化したケースに対し、地域包括支援センターは、多機関協働による支援チームの構成員として支援を行います。
- 全国統一評価指標に基づく地域包括支援センターの事業評価を通じて、業務の実施状況を把握し、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めます。

【実施する事業】

事業	
○総合相談支援事業の充実	○介護予防ケアマネジメントの充実

(4) 高齢者の住みよい暮らしの推進

- 高齢者のニーズに応じた、適切で多様な住まいが確保され、安心して生活を送ることができるよう支援を行います。
- 高齢者が住み慣れた自宅で生活を続けていけるよう、バリアフリー化などの居住環境の整備に対し、支援を行います。
- 高齢者等すべての人が安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、公共施設などの整備を推進します。

【実施する事業】

事業	
○高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	○バリアフリー基本構想に掲げる交通事業の推進
○施設のユニバーサルデザイン化の促進	○公共交通ネットワークの充実

**基本目標2 いきいきと活躍できるまちづくり
～介護予防・生きがいつくりの充実・推進～**

(1) 介護予防活動の推進

- 外出支援や買い物、調理、掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じ、適切な生活支援・介護予防サービスを提供することで、介護予防や自立支援につながるよう運用します。
- 高齢者の自主的な介護予防活動が地域の中で促進されるよう、新たな自主活動グループの育成および既存の自主活動グループの継続支援を行います。
- 出前講座や養成講座を通じて、フレイル（虚弱）、低栄養予防、口腔機能の維持等に関する正しい知識の普及を推進します。
- 介護予防事業と生活習慣病の疾病予防・重症化予防等の保健事業を効果的かつ一体的に進めます。

【実施する事業】

事業	
○介護予防・生活支援サービスの充実	○いきいき百歳体操の推進
○草津歯(し)・口からこんにちは体操の推進	○フレイル予防の推進
○介護予防普及啓発事業の推進	○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

(2) 健康づくりの推進

- 高齢者が健やかな生活を送ることができるよう食育や健康づくりに関する取組の充実や普及・啓発を推進します。
- 生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けて、特定健診、特定保健指導の実施率向上に取り組めます。
- 地域の特性に応じた健康づくりへの取組が住民主体支援により進められるよう、市民と行政、企業が協働して、健康づくりを地域に定着・発展させていきます。

【実施する事業】

事業	
○健康増進に向けた啓発の推進	○食育の推進
○地域の特性に応じた健康づくりの推進	○医療費適正化対策事業の推進
○健康推進員による健康づくり活動の推進	

(3) 社会参加における交流の促進

- 生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動など、多様化する高齢者のニーズに合った事業の充実を図るとともに、自主的に展開されるサークル活動などの情報発信を行います。
- 高齢者同士だけでなく、幅広い世代との交流を促進することで、役割やつながりを持つことができ、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。

【実施する事業】

事業	
○生涯学習などの活動の場や機会の充実	○生涯スポーツ活動の充実
○隣保館における健康福祉事業の推進	○地域まちづくりセンターにおける学びの場の充実
○長寿の郷ロクハ荘およびなごみの郷での取組の推進	○地域協働合校推進事業の推進

(4) 活躍できる場づくりの充実

- 就労やボランティア活動などにより、高齢者の生きがいづくりや、担い手として活躍できる場を提供できるよう、人材の育成や機会の提供等の支援を行います。
- 社会福祉協議会、老人クラブ連合会、シルバー人材センター等、幅広い関係団体が連携し、地域における多世代交流の場、世代を超えた活躍の場を創出することで、高齢者の多様な社会参加を促進し、高齢者自身が率先して地域づくりの主役として活躍したいと思うような地域文化の醸成を図ります。

【実施する事業】

事業	
○老人クラブ活動の充実	○地域サロン活動の充実
○人権課題に対する正しい理解の普及啓発	○ボランティア活動の推進
○高年齢者労働能力活用事業の推進	

基本目標3 介護・福祉サービスの充実したまちづくり ～サービスの質の向上と介護人材の育成～

(1) 高齢者を支える各種サービスの推進

- 高齢者の多様な生活ニーズに対応するために、各種サービスの充実に努めるとともに、介護者が不安なく在宅での介護を行っていくため、利用者やその家族の意見内容を整理し、事業所間で課題を共有することで、より良いサービスが提供されるよう取組を進めます。
- ケアマネジャーが利用者の状態やニーズに適切に対応できるよう、サービスの円滑な利用や課題解決力の向上を支援するなど、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を行います。

【実施する事業】

事業	
○高齢者福祉サービスの充実	○ケアマネジャーへの支援
○生活管理指導短期入所の推進	○福祉機器リサイクル事業および車いす等貸出事業の推進
○高齢者電話訪問事業の推進	○地域密着型サービス内容の充実
○高齢障害者の円滑なサービス利用に向けた連携強化	

(2) 介護保険制度の安定的な運営

- 介護保険制度の信頼を高め、介護保険サービスを利用すべき対象者が適正な介護保険サービスを楽しむように、引き続き介護（予防）給付適正化事業に取り組めます。
- 介護保険サービスや日常生活支援総合事業などの安定供給のため、サービス量の確保を図るとともに、市町村特別給付を実施します。

【実施する事業】

事業	
○介護制度や事業所情報の周知啓発	○介護給付の充実と適正化

(3) 介護人材の育成・確保

- 介護人材の育成および確保に向けて、滋賀県、近隣他市、介護サービス事業所等と連携し、現状の把握により抽出した問題点に対して共働して問題解決に取り組めます。
- さまざまなイベント等の機会を通じて介護の仕事の魅力を発信することで、介護に関するイメージ向上に努めます。

【実施する事業】

事業
○介護人材の確保に向けた取組の検討

(4) 家族介護者への支援の充実

- 高齢者を介護している介護者等に対し、「家族介護教室」や「家族介護なんでも相談会」等を開催することにより、身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、介護者がひとりで抱え込まない取組を進めます。

【実施する事業】

事業	
○家族介護教室の推進	○家族介護なんでも相談会の推進

第6章 介護保険の事業費の見込み

1 サービス見込量の算定

【介護サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	回/月	21,193	22,017	22,819	31,384
訪問入浴介護	回/月	368	391	403	565
訪問看護	回/月	5,409	5,619	5,829	7,886
訪問リハビリテーション	回/月	1,219	1,264	1,317	1,779
居宅療養管理指導	人/月	612	636	659	899
通所介護	回/月	11,482	12,403	13,357	17,888
通所リハビリテーション	回/月	2,420	2,513	2,605	3,522
短期入所生活介護	日/月	2,655	2,775	2,869	3,958
短期入所療養介護（老健）	日/月	261	269	281	396
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	日/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	2,052	2,131	2,209	2,979
特定施設入居者生活介護	人/月	56	59	60	80
特定福祉用具購入費	人/月	25	26	26	37
住宅改修費	人/月	20	20	20	29
居宅介護支援	人/月	2,801	2,907	3,013	4,028

【介護予防サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	422	438	449	559
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	91	104	104	124
介護予防居宅療養管理指導	人/月	17	19	19	23
介護予防通所リハビリテーション	人/月	47	49	51	62
介護予防短期入所生活介護	日/月	22	22	22	30
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日/月	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	2	2	2	3
介護予防福祉用具貸与	人/月	467	484	497	616
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	10	11	11	14
介護予防住宅改修費	人/月	16	16	16	20
介護予防支援	人/月	532	550	567	701

【地域密着型サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	7	7	7	10
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	181	181	190	253
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	177	184	190	259
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	9	11	11	13
認知症対応型共同生活介護	人/月	126	126	126	126
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	145	145	145	145
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	24	25	25	37
地域密着型通所介護	回/月	4,829	5,006	5,208	6,936

【施設サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人/月	486	511	534	774
介護老人保健施設	人/月	165	165	165	170
介護医療院	人/月	75	80	85	100

【介護予防・生活支援サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
生活支援型訪問サービス	人/月	82	87	92	103
介護予防型訪問サービス	人/月	52	55	58	66
活動型デイサービス	人/月	153	163	172	194
介護予防型デイサービス	人/月	266	283	299	335
生活サポート事業	人/月	6	7	7	8
短期集中予防サービス事業(訪問)	人/年	10	11	11	13
短期集中予防サービス事業(一体型)	人/年	10	11	11	13

【市町村特別給付の見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
すっきりさわやかサービス	人/月	1,431	1,483	1,533	2,022
支給限度額上乘せサービス	人/月	285	295	305	402

2 介護保険総事業費の算定

介護保険事業の総事業費は、介護保険サービスの給付費に高額介護サービス費などの費用を加えた標準給付費と、地域支援事業費等の合計額となります。介護保険サービスの給付費は、サービス見込量をもとに、サービス単価を乗じて積算することで算定されます。総事業費は以下のようになります。

【介護保険総事業費】

(千円)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計	令和22年度
標準給付費見込額	9,315,554	9,704,453	10,065,814	29,085,821	13,170,969
総給付費	8,869,717	9,242,056	9,588,255	27,700,028	12,559,322
特定入所者介護サービス費等給付額	168,539	174,824	180,561	523,924	231,144
高額介護サービス費等給付額	236,549	245,409	253,461	735,419	323,822
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,611	31,673	32,705	94,989	42,579
算定対象審査支払手数料	10,138	10,491	10,832	31,461	14,102
地域支援事業費	470,719	484,051	496,621	1,451,391	564,562
介護予防・日常生活支援総合事業費	188,413	199,862	210,490	598,765	235,352
包括的支援事業・任意事業費	200,743	202,476	204,268	607,487	244,898
包括的支援事業（社会保障充実分）	81,563	81,713	81,863	245,139	84,312
合 計	9,786,273	10,188,504	10,562,435	30,537,212	13,735,531

3 介護保険料基準額の算定

(1) 保険料収納必要額

第1号被保険者保険料の算定にあたっては、介護保険総事業費より国・県・市の負担金および第2号被保険者の保険料を除いた額が基本となります。保険料により負担する費用の合計（保険料収納必要額）は以下のようになります。

【保険料収納必要額】

(千円)					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計	令和22年度
第1号被保険者負担分相当額	2,250,843	2,343,356	2,429,360	7,023,559	3,571,238
調整交付金相当額	475,198	495,216	513,815	1,484,229	670,316
調整交付金見込額	160,617	201,058	237,383	599,058	272,148
市町村特別給付費	151,738	157,275	162,583	471,596	214,386
準備基金取崩額・交付金交付見込額 (e)				491,000	-
保険料収納必要額				7,889,326	4,183,792
予定保険料収納率				99.60%	99.60%
保険料収納必要額（未収納を見込んだ額）				7,921,010	4,200,594

(2) 第1号被保険者保険料

第1号被保険者保険料は、保険料収納必要額を第1号被保険者数（所得段階により保険料基準額に対する割合が異なるため、所得段階別の人数で補正した被保険者数）で割ることにより以下のとおり算定します。

本市の第1号被保険者保険料は、基準額で年額78,000円（月額6,498円）となります。

【所得段階別保険料】

段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(円)
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の人	0.285	22,200
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超え120万円以下の人	0.485	37,800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える人	0.685	53,400
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の人	0.9	70,200
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える人	1.0	78,000 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の人	1.2	93,600
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の人	1.3	101,400
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の人	1.5	117,000
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	132,600
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	148,200
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	163,800
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	179,400
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	2.4	187,200

※低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして第1段階から第3段階の基準額に対する割合は公費負担が行われることにより、次のとおり軽減されています。

第1段階 0.455→0.285 第2段階 0.685→0.485 第3段階 0.69→0.685

第7章 計画の推進

1 各主体の役割

本計画において地域包括ケアシステムの深化・推進を目指していくためには、行政や介護サービス事業所、関係機関だけでなく、市民、地域といった各主体が自らの役割を認識し、連携を深めていくことが重要となります。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものであり、第8期計画から引き続き、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備していく必要があります。

地域共生社会は、高齢者のみならず、障害児者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持って、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを形成し、公的な福祉サービスとの協働により、助け合って暮らせる地域社会の実現を目指すものです。

本市としては、それぞれの主体が、地域包括ケアシステムの担い手として、適切な役割を果たせるように、連携と協働のもと、計画の効率的で効果的な推進を図ります。

(1) 市の役割

市は、本計画の推進主体であり、介護保険制度の運営主体として、本計画に基づく取組を進め、本市の地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

地域包括ケアシステムを深化・推進させていくために必要な基盤を整備するとともに、今後は、医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者等の増加が予測されるため、医療や介護・健康づくり、交通、住宅部門など、関係機関と連携を密にし、地域における在宅医療や在宅介護を提供する関係者間の連携を推進していくことが必要です。

(2) 介護・医療等の関係機関に期待される役割

介護サービス事業所、保健・福祉・医療の関係機関などには、地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手として、高齢者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供することが期待されます。また、利用者の権利擁護に関して十分な配慮がなされ、適切なサービス提供はもとより、利用者の立場に立った、心のこもったサービスの提供が期待されます。

地域包括ケアシステムの一層の深化・推進に向けては、さまざまな職種が高い専門性を発揮するとともに、きめ細かく連携していくことが不可欠です。医師、歯科医師、薬剤師、看護職員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の医療関係職種と、社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等の介護関係職種との連携を強化し、それぞれが主体的に地域包括ケアシステムの一翼を担っていくことが期待されます。

(3) 市民に期待される役割

「自らの健康は自らでつくる」という意識を持ち、生活習慣病の予防をはじめとして健康の保持増進に努め、自ら介護予防に取り組むことが期待されます。また、たとえ介護が必要になっても、地域包括ケアシステムのさまざまな機能を活用しながら、地域の中で尊厳をもって自分らしい生活を続けていく意欲と努力が期待されます。

趣味や仕事、人との交流など、それぞれの生きがいを持って心身ともに健やかな生活を送るとともに、地域の中での自らの役割を自覚し、地域包括ケアシステムの担い手として地域で活躍し、地域共生社会を実現していく可能性にも期待が高まっています。

(4) 地域等に期待される役割

地域包括ケアシステムにおいては、地域そのものが高齢者の生活の場であり、大きな役割を果たすこととなります。住民同士がお互いを思いやる心や連帯意識の醸成に努めながら、地域包括ケアシステムの一翼を担い、近隣のなじみの関係を生かした取組として、身近な場所での地域活動、高齢者の見守り、声かけ、安否の確認などを実践していくことに期待が寄せられます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブなどの地域で活動している主体においては、それぞれの役割や特色を生かし、行政等との連携を図りながら、高齢者の心に寄り添う存在として、高齢者の身近な相談窓口、生きがいづくりや生活支援など、地域に根ざした活躍が期待されます。

地域包括ケアシステムの機能においては、サービス事業所等が提供する専門的なサービスとともに、身近なところで高齢者のちょっとした不便などを解消する多様な生活支援のサービスが重要となります。こうした役割を担うボランティアやNPO*などのさまざまな取組が、地域に根ざした活動として定着していくこと、また、新たに生み出されることが期待されます。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画の進行管理の体制を構築することが重要となります。全市的な観点から計画の推進を図るために、引き続き、「草津市あんしんいきいきプラン委員会」を中心に計画の進行管理を行います。具体的には各年度における事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針などを定期的に整理・検討し、本計画の点検・評価を行うなど、PDCAサイクル*を活用し、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

3 計画の周知

本計画の目標や施策について、広く市民に周知していくため、広報くさつや市ホームページなどをはじめとして、多様な媒体を活用した広報活動を行います。



草津市は 誰もが生きがいをもち、健やかで
幸せに暮らすことのできるまちを目指しています

草津あんしんいきいきプラン第9期計画

(令和6年度～令和8年度)

【概要版】

編集・発行：草津市健康福祉部長寿いきがい課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

(TEL)：077-561-2372

(FAX)：077-561-2480

(Eメール)：choju@city.kusatsu.lg.jp